

糸 島 市 契 約 事 務 規 則 第 1 2 条

第12条 次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のないものとした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札
- (4) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (6) 入札書に入札書記載の金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- (7) 入札書記載の金額を訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

入札会における注意事項

- 指名通知は、糸島市競争入札参加資格の登録が委任先（支店・営業所等）であれば、委任先の名称になりますのでご確認ください。
 - 仕様の内容に関する質疑は、入札日（入札日は含まず。）の2日前までとし、質疑の方法は書面を提出又はFAX送信のみ受付します。口頭による回答は軽易なものを除き行いません。
 - 配付した仕様書は貸与品であり、入札会に持参し返却しなければなりません。
 - 入札書は複数枚コピーし、準備して入札会に参加してください。
 - 入札は3回までで打ち切りとします。
 - 入札書及び委任状は、封筒に入れる必要はありません。
 - 建設工事の指名競争入札に限り、誓約書及び工事内訳書の提出が必要です。
 - 指名通知書の会社名及び代表者名が正しいかご確認ください。（違う場合は、管財契約課までご連絡下さい。）
 - 入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
 - 単価契約の場合は、予定数量をかけた合計金額を入札書に記入してください。
 - 長期継続契約の場合は、複数年分の合計金額を入札書に記入してください。
 - 建設工事の指名競争入札に限り予定価格及び最低制限価格は事前公表とし、その他の指名競争入札については非公表とします。
- 指名通知後に糸島市から指名停止措置を受けるなど入札参加資格がないと市長が認めたときは、本指名を取り消す場合があります。
- 入札に必要な様式は糸島市ホームページからダウンロードしてください。（下記参照）
- 「トップページ」>「企業・事業者」>「入札・契約情報」>「申請・様式」>「契約・入札様式」

入札書及び委任状に不備があると、入札が無効又は失格となる場合がありますのでご注意ください。

長期継続契約について

当契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、予算措置のなされる限り別紙仕様書に定める期間、契約を行う。

予算の減額又は削除に伴う解除等

糸島市（以下「発注者」という。） 請負者等（以下「受注者」という。）において

- (1) 発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であって、損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。